

(様式1)

最終更新日：令和4年10月18日

北海道スポーツ協会 スポーツ団体ガバナンスコードの遵守状況について

※当協会が定める規則等のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。https://hokkaido-sports.or.jp/

原則	自己説明項目	自己説明
[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	<p>本会の事業運営方針を理事会決定し、本会HP上でも公開している。</p> <p>これに加え、日本スポーツ協会加盟団体規程に基づく〈中央競技団体向けガバナンスコード〉原則1の中長期的な基本方針について、本会の実情を踏まえたうえで公表内容を検討し、今年度または次年度以降に決定・公表するための準備を進めている。</p>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NIF団体及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	<p>①評議員、理事、監事、各委員会委員については、倫理規定第3条「基本的責務」及び第4条「遵守事項」をそれぞれ明記し、関係法令、本会定款及び各種規程の遵守とともに社会規範上の不適切な行為を行わない旨の記載をし、同第7条において違反した際の処分等について定めている。</p> <p>②職員については、就業規則第3条「規程の遵守」及び第12条「遵守事項」をそれぞれ明記し、同第41条で違反した際の懲戒等について定めている。</p> <p>・定款、役員等倫理規程、就業規則</p>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	<p>定款をはじめ、各種規程を定めている。</p> <p>・定款、加盟団体規程、各種委員会規程、事務局組織規程、財務規程</p>
[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	<p>各種規程を定めている</p> <p>・事務局組織規程、財務規程</p>

自己説明・公表書式

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	「役員の報酬並びに評議員及び役員の費用弁償に関する規程」のほか各種規程を定めている ・ 役員の報酬並びに評議員及び役員の費用弁償に関する規程、事務局組織規程、財務規程、就業規程、職員給与規程、旅費規程
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を整備しているか	定款に資産及び会計に関する定めを設けているほか、各規程を定めている。 ・ 定款、財産管理運用規程、寄附金等取扱規程、財務規程
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	①加盟団体規程第4条により加盟負担金の納入に関して規程している ②北海道スポーツ少年団設置規程により登録に関する定めを設け、その中で登録料について明記している
〔原則3〕 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	①国体予選会開催競技団体に対し、選手選考基準を明記した開催要綱の作成を依頼し、本会HPで公表している。 ②スポーツ仲裁に関する規程等を定め、選手の権利保護に努めている。 ・ スポーツ仲裁に関する規程、暴力行為等相談窓口設置規程、倫理に関するガイドライン
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) 役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	①役職員については、日本スポーツ協会が開催するコンプライアンスに関する研修会へ参加することとしている。 ②職員については、不定期で外部講師によるコンプライアンスに関する研修会を開催しているほか、年度初めには新規採用職員を対象とした、本会の組織概要並びにコンプライアンスを含む各規程の説明等を行っている。
〔原則5〕 コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	道内の指導者に向けた研修会においてハラスメント等に関する情報提供や注意喚起を行っているとともに、指導者及び選手に対しドーピング防止のための研修会を開催している

自己説明・公表書式

原則	自己説明項目	自己説明
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守すること	外部の会計事務所からの指摘・助言を得て、財務・経理の処理に関する規程を整備し、公益法人の会計基準に基づき業務を進めている。
〔原則6〕法務、会計等の体制を構築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守すること	北海道をはじめとする補助元における要綱等の定めに従い、適切に処理をするとともに、定期的に北海道の監査を受けている。
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(1) 財務情報等について、法令に基づく開示を行うこと	法令で定められている法定備置書類を事務所内に常備しているほか、事業報告書をはじめ各種規程・書類等をHPで開示している。
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	国体派遣選手の選考に係り、基準等を記載した各競技の開催要綱等を本会HP内に掲載している
〔原則7〕適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	本会の遵守状況を令和4年10月18日にHPで公表した。
〔原則13〕地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により加盟団体及び地方組織等の関係団体との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	令和3年3月18日に実施した加盟団体（地方加盟団体）に向けたガバナンスコード説明会の動画をHPで公開し加盟団体へ周知した。

自己説明・公表書式

原則	自己説明項目	自己説明
<p>[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。</p>	<p>(2) 加盟団体及び地方組織等の関係団体の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと</p>	<p>令和3年3月18日に実施した加盟団体（地方加盟団体）に向けたガバナンスコード説明会の動画をHPで公開し加盟団体へ周知した。</p>